

介護老人保健施設 ケア大宮花の丘 入所重要事項説明書

1 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので安心して退所いただけます。

2 施設の概要

《施設の名称・所在地等》

- 施設名 ケア大宮花の丘
- 開設年月日 平成17年5月1日
- 所在地 さいたま市西区内野本郷975番地5
- 電話番号 048-620-2400
- ファクス番号 048-620-2401
- 管理者名 中村彰男
- 介護保険事業者番号 1156580070

3 施設の職員体制（基準数による）

	常勤	非常勤	夜間	早出	遅出	業務内容
	9:00 ~ 17:00		17:00 ~ 9:00	7:00 ~ 15:30	11:00 ~ 19:30	
医師	2					医療
看護職員	16	0	2			看護業務
薬剤師		1				薬剤管理
介護職員	45	5	6	3	3	介護業務
支援相談員	3					相談業務
理学療法士	2					機能訓練業務
作業療法士	2					機能訓練業務
管理栄養士	1					栄養指導
介護支援専門員	3					ケアマネジメント
事務職員	3					事務、会計
その他			1			用務

4 施設の設備等の概要

定員	150名	食堂・談話コーナー	3
居室	4人室	レクリエーションコーナー	1
	個室	機能訓練室	1
浴室	一般浴室と特別浴室	面会コーナー	3
ADL訓練室	1	理美容室	1
相談室	2	ボランティア室	1
診察室	1	会議室	1

5 サービスの内容

- (1) 居室 基本的には定員4名の居室です。
*他に個室がご利用いただけます。ご希望の際はご相談ください。
- (2) 食事 朝食 午前7時30分～ 昼食 午後12時～ 夕食 午後6時～
*原則食堂にておとりいただきます。
- (3) 入浴 週に最低2回入浴できます。ただし、身体状況に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
- (4) 医学的管理、看護 常勤の医師・看護師が心身の状態を毎日観察し、利用者の状態に照らして適切な医療、看護を行います。
- (5) 介護 施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。
*食事・着替え・排泄・おむつ交換・体位変換・施設内の移動の付き添いの介助
- (6) 機能訓練 個別、集団等の機能訓練を行います。
- (7) レクリエーション 集団レク、誕生日会、季節行事等を行います。
- (8) 相談援助サービス 常勤の介護支援専門員及び支援相談員に生活に関する相談ができます。
- (9) 手続き代行（介護保険に関するもの）
- (10) 理美容 外部の理・美容師が出張してきて、ご希望によりご利用いただけます。
- (11) その他 利用者の能力に応じた日常生活が営めるよう各種の支援を行います。

以上、これらのサービスの中には、ご利用者の方から基本利用料とは別に利用料金をいただくものもあります。具体的にはご相談ください。

6 協力医療機関

- 医療法人三慶会指扇病院：さいたま市西区平方領領家983番地
- 大澤歯科医院：さいたま市大宮区土手町3-201
- 医療法人社団彩明会大宮デンタルクリニック：さいたま市北区植竹町1-755-2 TKビル

7 サービスの特徴

- (1) 運営の方針
高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指す施設として、明るく家庭的な雰囲気のもとで地域や家庭との結びつきを重視した施設運営を行います。また、地域に対する公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、ご利用者やその家族に安心、満足、可能性を追求できるケアを提供します。
- (2) サービス利用のために
 - 男性職員の有無 有
 - 職員への研修の実施 有（年1回以上の専門研修を実施しています）
 - サービスマニュアルの作成 有

8 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 面会 午前8時～午後9時（受付の面会簿にご記入の上、面会の名札をつけて下さい。）
- (2) 外出、外泊 施設様式により届出（外泊は1か月に6日間を限度）
- (3) 喫煙、飲酒 施設内での喫煙、飲酒は禁止となります。
- (4) 設備、備品の利用 備え付けのものを利用させていただきます。故意又は不注意等による破損等はご契

約者の費用負担により原状回復していただきます。

- (5) 金銭、貴重品の管理
金品、貴重品の持ち込みは原則禁止です。紛失時の責任は負いかねますので、ご契約者による個人管理とさせていただきます。
- (6) 施設外での受診 医師の指示により必要に応じて実施します。
- (7) 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9 利用料金

- (1) 基本料金
 - ア 施設利用料 介護報酬の告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いとします。
 - イ 食費 1日当たり1,720円とします。ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合の食費は基準費用額とし、その負担額は認定証に記載している食費の負担限度額とします。
 - ウ 居住費 個室は1日当たり1,640円、4人室は1日当たり370円とします。ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している居住費の負担限度額とします。
- (2) その他の料金 基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。(別添利用料金希望確認表による)
- (3) 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- (4) 施設料金のほか、料金に変更が生じた場合は、施設内に掲示するとともに、利用者の皆様に文書をもってお知らせします。
- (5) 支払方法 毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、24日までにお支払いください。お支払い方法は、口座振替、現金払い、銀行振り込みのいずれかからご契約の際にお選びください。預金からの口座振替の場合は、当月の27日の引き落としとなります。

10 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他ご家族へ速やかに連絡します。

11 事故発生時の対応

- (1) 介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- (2) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、粉末消火設備、避難用階段・すべり台
- (3) 防災訓練 年2回

1.3 身体拘束等

入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。ただし、緊急やむを得ない場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとします。

1.4 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、ご利用者の個人情報を提供しません。

1.5 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-620-2400 (午前9時~午後5時30分)

FAX 048-620-2401 (24時間受付)

担当 中村 茜・小松田 智之・西村 みゆき (介護支援専門員)

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

1.6 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設の相談・苦情、個人情報相談の受付窓口

〔苦情解決責任者〕 施設長 中村 彰男

〔受付担当者〕 事務長 樋口 勝啓

電話 048-620-2400

- (2) その他

お住まいの市区町村役場の介護保険担当課にお気軽にご相談ください。

他に、国民健康保険団体連合会にもご相談いただけます。

主な窓口

○さいたま市役所 (介護保険課)

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1264 FAX 048-829-1981

○さいたま市西区役所 (高齢介護課)

さいたま市西区大字指扇3743

電話 048-620-2668 FAX 048-620-2762

○埼玉県国民健康保険団体連合会

さいたま市中央区大字下落合1704番 国保会館

電話 048-824-2568 FAX 048-824-2561

○ケア大宮花の丘居宅介護支援センター

さいたま市西区内野本郷975番地5

電話 048-620-7670 FAX 048-620-7671

17 当法人の概要

- 法人名 医療法人 丸山会
- 代表者役職・氏名 理事長 丸山和敏
- 法人所在地 長野県上田市中丸子1771番地1
- 法人電話番号 0268-42-1111

《定款の目的に定めた事業》

- 1 病院の経営 丸子中央病院
- 2 診療所の経営 上田透析クリニック
- 3 介護老人保健施設の経営 御所苑、ケアまるこ、ケア新小岩、ケア大宮花の丘、ケア東久留米
- 4 その他これに付随する業務
 - 訪問看護ステーション そよ風訪問看護ステーション
 - 居宅介護支援事業所 丸子中央病院居宅介護支援センター、御所苑居宅介護支援センター
ケア新小岩居宅介護支援センター、ケア大宮花の丘居宅介護支援センター
ケア東久留米居宅介護支援センター
 - 地域包括支援センター 城下地域包括支援センター
 - 在宅介護支援センター 東久留米市在宅介護支援センター

事業所数

- 病院 1か所 一般病床 100床、療養病床 147床 (医療型：50床・介護型：97床)、
地域包括ケア病棟50床
介護保険サービス：介護療養型医療施設
短期入所療養介護
通所リハビリテーション (介護予防含む)
訪問リハビリテーション (介護予防含む)
居宅療養管理指導 (介護予防含む)
- 診療所 1か所 (透析専門診療所)
- 介護老人保健施設 5か所 介護保険サービス：介護老人保健施設、短期入所療養介護 (介護予防含む)、通所リハビリテーション (介護予防含む)
- 訪問看護ステーション 1か所 介護保険サービス：訪問看護 (介護予防含む)
- 居宅介護支援事業所 5か所 介護保険サービス：居宅介護支援 (介護予防含む)
- 地域包括支援センター 1か所 介護保険サービス：介護予防支援
- 在宅介護支援センター 1か所

当事業所は、介護老人保健施設利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。
これを証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名・捺印し、各1通を保有するものとします。

_____年____月____日

事業者

〔事業者名〕 ケア大宮花の丘 （事業所番号 1156580070）

〔住 所〕 埼玉県さいたま市西区内野本郷975番地5

〔代表者名〕 施設長 中 村 彰 男 ⑩

〔説 明 者〕 ケア大宮花の丘

氏 名 _____ ⑩

私は、本書面により、事業者から介護老人保健施設利用についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始について了承しました。

利用者

〔住 所〕 _____

〔氏 名〕 _____ ⑩

(代理人)

〔住 所〕 _____

〔氏 名〕 _____ ⑩